

# 土砂災害防止法に基づく基礎調査（土砂災害特別警戒区域） 「結果の公表」および「公表内容のお問合せ」について

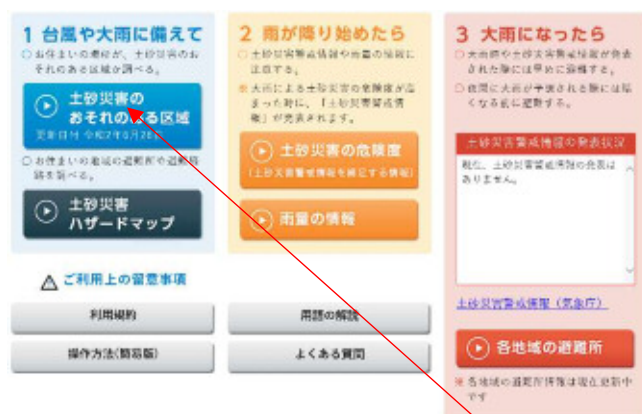
神奈川県では、**川崎市中原区**において土砂災害防止法に基づく基礎調査を進めております。

この度、2019年から2020年にかけて調査を実施した土砂災害特別警戒区域の指定に向けた**基礎調査結果を9月25日(金)に公表する予定**です。

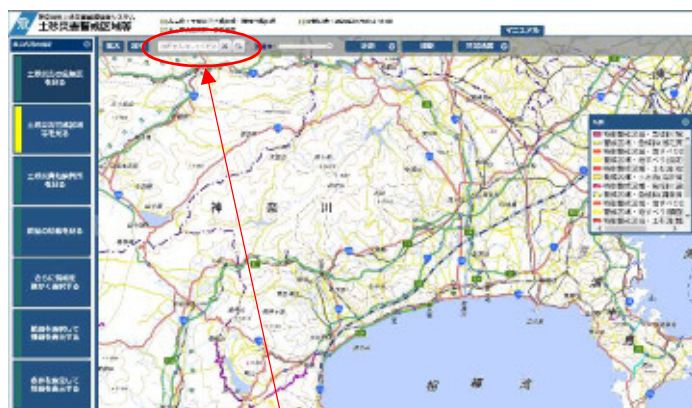
なお、予定しておりました公表にあたっての地元説明会は、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止させていただきますが、事前予約された方を対象とした個別説明を実施させていただきます**。公表内容につきましては以下のとおり、個別にご確認、お問合せ願います。

## 1 「神奈川県のホームページ」からの公表内容の確認方法について

県ホームページ上の防災・災害情報から「神奈川県土砂災害情報ポータル」を選択すると以下の画面が表示されます。<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>



1. 「1 台風や大雨に備えて」の「**土砂災害のおそれのある区域**」を選択します。



2. 画面左上の住所検索欄に住所を入力して検索アイコンを押してください。



3. この画面の対象箇所の赤い区域をクリックすると、右上の検索結果の「ボックス」が表示されます。その中の**区域図**を選択してください。



4. 縮尺 1/2500 の区域図「指定図（その2）」が表示されたら、自宅等が「土砂災害特別警戒区域」に入っているかを確認してください。

※掲載の区域図は既に指定済みの川崎市多摩区のものであります。中原区については、公表日（9月25日予定）以降に「神奈川県土砂災害情報ポータル」からご確認いただけます。

## 2 公表内容の閲覧場所とお問合せについて

(1) 中原区の土砂災害特別警戒区域の「位置図(案)、区域指定図(案)」を公表日(9月25日予定)以降に以下の場所で「神奈川県土砂災害情報ポータル」に掲載されているものと同じものを閲覧できます。

神奈川県庁(砂防海岸課)、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、川崎市役所(宅地企画指導課)、中原区役所(危機管理担当)

(2) 「中原区役所」において、次の日程で個別説明を実施します(希望者のみ)。

・10月9日(金) 10:00~12:00、13:00~16:00

9月25日(金)以降、事前に電話で日時のご予約を「川崎治水センター 工務課急傾斜地公園班」(TEL 044-932-7193)までお願いいたします。また、個別説明の対応はお一人30分以内とさせていただきます。

なお、ご来庁の際には新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「マスクの着用」をお願いいたします。

【中原区役所のご案内】※中原区役所会場をご希望の方も受付予約電話は「川崎治水センター」にお願いします。



会場へのアクセス

- JR 南武線 武蔵小杉駅  
徒歩 約5分
- 東急線 武蔵小杉駅  
徒歩 約5分

(3) 公表内容のお問合せは「川崎治水センター 工務課急傾斜地公園班」(TEL 044-932-7193)までお願いします。

【川崎治水センターのご案内】



会場へのアクセス

- JR 南武線  
中野島駅より徒歩約20分
- 小田急線  
生田駅より徒歩約15分
- 川崎市営バス  
土淵バス停より徒歩約7分

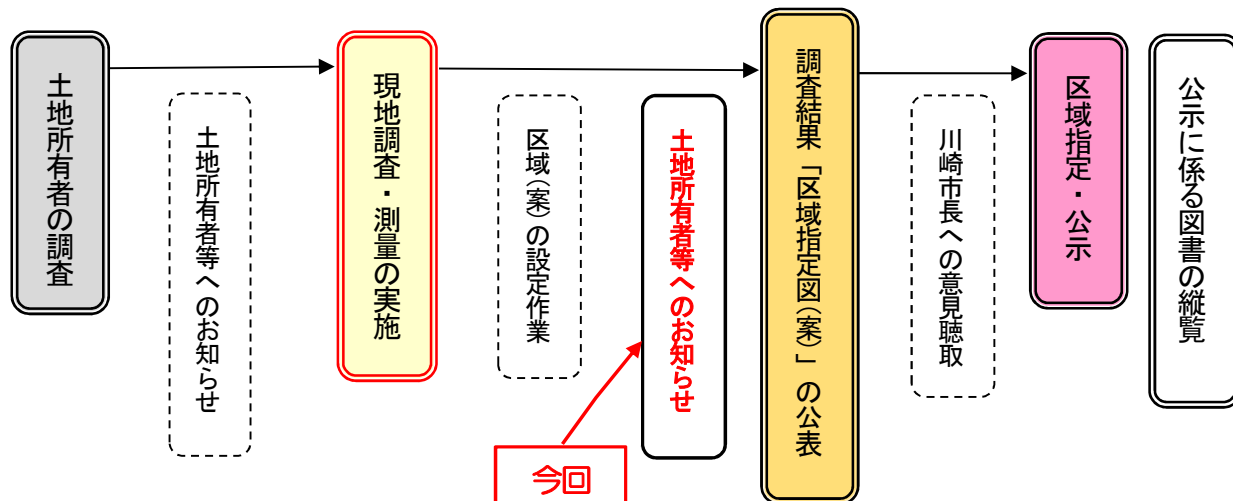
## ■土砂災害特別警戒区域指定までの流れ

(2019年4月～)

(2019年8月～)

(2020年9月25日・予定)

(2021年3月末・予定)



○航空写真から作成した地図上で、概ねの範囲を特定した後、現地調査を行います。

○現地調査結果を踏まえて区域指定範囲を設定し、区域指定図(案)を公表します。

○土地所有者やお住まいの皆様等を対象に地元説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とさせていただきます。個別のお問い合わせは川崎治水センター (Tel 044-932-7193) にて対応いたします。

○2021年3月末頃に「土砂災害特別警戒区域」を指定し、県公報で公示します。

## ■よくあるご質問

Q：イエローゾーンやレッドゾーン以外のところは安全ですか？

A：土砂災害は、確実に予測できるものではありません。区域に指定されていなくても、ご自身で判断していただく必要があります。

Q：居住している家がレッドゾーンに指定された場合、補強工事や移転は必要ですか？

A：法律上は、現在お住いの家にそのまま住むことができますが、早めに何らかの対策をとることが望ましいと思われます。

Q：イエローゾーンやレッドゾーンは解除されることがありますか？

A：対策工事や地形改変（かけ地がなくなるなど）により、安全性が確認された土地については、解除されます。

Q：レッドゾーンに指定された場合、行政として何か対策はしてくれるのか？

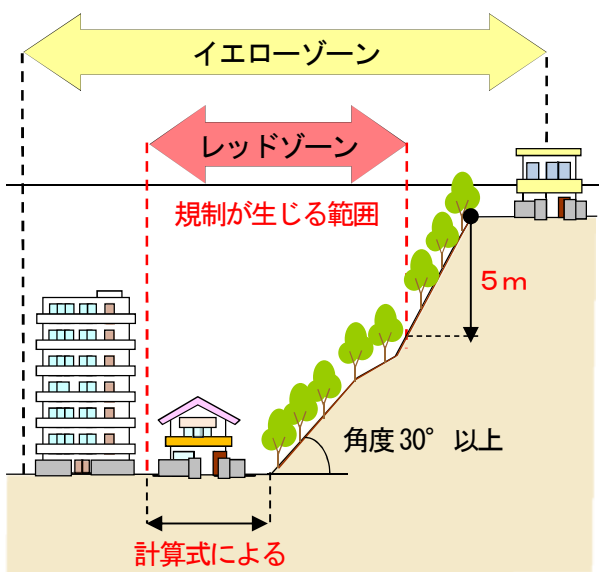
A：土砂災害防止法は、開発行為の制限や避難情報の提供などソフト対策のため法律です。別の仕組みとして、県では急傾斜地法に基づく対策工事、市では宅地防災工事助成金制度がありますが、それぞれ採択には要件がありますので個別にご相談ください。

Q：隣地の斜面からの倒木等が心配なので対応してもらえないか？

A：土地の維持管理は、一義的には土地所有者の責任で行うものとなっておりますので、個別に土地所有者の方とご相談ください。

## ■土砂災害防止法の概要

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害（がけ崩れ等）のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築構造規制等のソフト対策を推進しようとするものです。



「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」のイメージ

### 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

#### 「土砂災害による危害が生じるおそれのある区域」

- ☛ 開発行為や建築物に対する規制はありません。
- ・ 区域上端：がけの上端から、水平距離で10mの位置
- ・ 区域下端：がけの下端から、がけの高さの2倍の位置（50m以内）

### 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

#### 「土砂災害による著しい危害が生じるおそれのある区域」

- ☛ 行為の許可、建築物に対する規制が生じます。
- ・ 区域上端：がけの上端から、鉛直方向で5m下がった位置
- ・ 区域下端：一般的な建築物が、がけ崩れによる土砂により破壊されない位置（計算式による）

## ■基礎調査結果の公表

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害（がけ崩れ等）の著しい危害が生じるおそれの範囲について、地形状況、土地利用状況等を調査し、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等の基礎調査結果を公表するものです。

警戒区域では		特別警戒区域ではさらに		
<p><b>警戒避難体制の整備</b> 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。 【市町村等】</p> <p>土砂災害ハザードマップの作成・配布</p> <p>住民による土砂災害ハザードマップ確認状況</p>	<p><b>特定開発行為に対する許可制</b></p> <p>住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。</p> <p>【都道府県】</p>	<p><b>建築物の構造規制</b></p> <p>居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。</p> <p>【建築主事を置く地方公共団体等】</p>	<p><b>建築物の移転勧告</b></p> <p>土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。</p> <p>【都道府県】</p>	

## ■土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等（がけ崩れ等）が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

お問合せ先：神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター 工務課 急傾斜地公園班  
川崎市多摩区生田4-25-1（小田急線生田駅から徒歩約15分、JR南武線中野島駅から徒歩約20分）  
電話：044-932-7211（代表）044-932-7193（直通） 8:30～17:15（土・日・祝日を除く。）